

**記入例**

川崎市勤労者福祉共済 会員証紛失届

令和 ● 年 5 月 1 日

(宛先) 川崎市長

①

加入者番号	1	0	0	9	9	9
事業所名	株式会社 共済企画					
所在地	川崎市川崎区宮本町1番地					

②

会員証を紛失したため、

再発行してください。  
 返却することができません。

※ 上記いずれかにレ点を入れてください。

③

会員番号 (下4桁)	氏名	④手続き (いずれかにレ点)		※共済処理欄
		再発行	返却不能	
0001	共済 幸子	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

会員番号 (下4桁)	氏名	手続き (いずれかにレ点)		※共済処理欄
		再発行	返却不能	
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

⑤(再発行会員証の送付先) ※御記入がない場合は、事業所に送付させていただきます。

〒 210-0000  
川崎市川崎区〇〇-〇

【御注意】

- ・共済会員証及び会員番号は会員本人と配偶者及び1親等以内の同居の家族の方のみ利用することができます。対象者以外への譲渡・貸与は禁止しています。
- ・会員の資格喪失又は脱退の場合は、会員証を返却していただきます。
- ・なお、会員の資格喪失又は脱退後に会員証の利用が発覚した場合は、共済から連絡させていただきます。
- ・会員証再発行は原則1人1回までとさせていただきます。

※処理欄	取扱者	確認者	送付日

注 ※印欄は記入しないでください。

必要事項(水色部分)をご記入ください。ご記入が終わりましたら印刷していただきFAXまたは郵送でお送りください。FAX番号：044-200-3913

①事業所情報をご記入ください。※「加入者番号」がご不明の場合はご記入は不要です

②該当する方にレ点を入れてください。

③「会員番号」がご不明の場合はご記入は不要です。

④紛失等で返却できない場合は、「返却不能」欄にレ点を入れてください。

⑤再発行した会員証の送付先をご自宅とする場合は、住所をご記入ください。